

消費者庁消費生活情報課 様

## 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」案に関する意見

法人・団体名	東京都生活協同組合連合会（とうきょうとせいかつきょうどうくみあいれんごうかい）
所在地	〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18
電話番号	03-3383-7800
①【意見の内容】 消費者教育の充実に向けて、国・都道府県・地方自治体の一貫通貫の態勢が必要であると考えます。	
②【理由】  今回、「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下、基本的な方針）」を作成されたことを評価いたします。  内容に関して、基本的な方針「Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向」で、「消費者の特性・場に特性に応じた方法での実施」が必要と述べられており、同意いたします。続く項目で、国の役割として「地方への支援として、財政支援、情報提供」が掲げられておりますが、消費者教育の主要な現場が地方自治体であることに鑑みれば、都道府県・地方自治体に「基本的な方針」を説明し、理解を深めていただく責任が国にはあると考えます。そのような、関係づくりを通して、消費者教育の充実に向けての、国・都道府県・地方自治体の一貫通貫の態勢ができるのではないのでしょうか。  このことが不十分であると、国は国、地方自治体は地方自治体となり、全ての国民が等しく消費者教育を受けることに繋がらないのではと危惧いたします。	
①【意見の内容】 各自治体における消費者教育予算はわずかである。消費者教育に特化した財政措置を要望いたします。	
②【理由】  東京都生協連は東京消費者団体連絡センターと協同して2010年度より島嶼部を除く53自治体を対象に「アンケート調査」と「自治体との懇談活動」を行ってきました。2012年度のアンケートで、「国（消費者庁や国民生活センター等）および東京都への要望・意見等」を取ったところ、  「消費者行政活性化基金」が2012年度で終了ということがわかっていたにもかかわらず、区部の7自治体、市部の6自治体、合計で13自治体より「恒久的な消費生活行政に対する財政の支援措置をお願いしたい。」との意見表明がありました。  一方、毎年行われている東京都の調査報告「東京都・区市町村 消費者行政情報 2012.06 NO. 405」によりますと、（講座・研修会・見学会、学校教育との連携、その他）消費者教育予算と消費者行政に占める教育の予算は、区部で2,386千円・6.6%、市部で280千円・2.3%となっております。自治体にとって消費者教育予算を捻出することの難しさが読み取れます。	

自治体との懇談活動を通して自治体担当者の「消費者教育」充実に対する意欲は感じる事ができましたが、財政的な裏付けがないため厳しい現状があると考えます。消費者教育に特化した財政措置を要望いたします。

①【意見の内容】

義務教育現場における消費者教育の実態を調べ、公表することを求めます。また、個々の学校の教育環境に関わらず等しく全ての子どもが消費者教育を受けられるような環境整備が必要と考えます。

②【理由】

東京都生協連は東京消費者団体連絡センターと協同して2010年度より島嶼部を除く53自治体を対象に「アンケート調査」と「自治体との懇談活動」を行ってきました。2012年度のアンケートで、「学校教育現場で行っていること」との設問に対して、

チラシ・パンフの配布・28自治体、広報誌の配布・14自治体、出前講座の実施・22自治体、消費生活展の案内・10自治体、その他の取組・9自治体。との回答を得ました。

その後、自治体との懇談活動の際、「子どもたちに、どのような頻度・規模で消費者教育を行っていますか」と質問したところ、「消費者教育に熱心な家庭科の先生がいる1小学校だけです」とのことでした。多くの自治体の義務教育現場で消費者教育を進めていく際、消費生活センター等の消費生活部局と教育委員会との調整が難しいとの意見をいただきました。国や都道府県で「義務教育現場での消費者教育の実態」を調べ公表することを要望いたします。

各自治体レベルで教育委員会・消費生活センターや学校との連携を進めるために、学校教育における消費者教育に関して、消費者庁は文科省をはじめとした省庁と折衝し、環境整備することが重要だと考えます。

個々の学校の教育環境に関わらず等しく全ての子どもが、「すき間なく」消費者教育を受けられる必要があります。そのことの波及効果として、兄弟姉妹、父母、祖父母等に伝わる事が期待でき、早い時期からの消費者教育の重要性を強調したいです。